令和 7 年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

固定資産税（償却資産）の申告期限は

令和7年１月31日（金）です。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。**償却資産を所有されているかたは、毎年賦課期日（1月1日）現在に所有する償却資産の申告が必要になります**（地方税法第383条「固定資産の申告」）。

この手引きを参照し、**武蔵野市内に所在する償却資産については、申告書等を作成の上、武蔵野市役所にご提出ください**。

【もくじ】

❶ 償却資産とは……1
❷ 申告が必要な償却資産の範囲……2
❸ 償却資産の申告について……5
❹ 申告書の記載例……7
❺ 償却資産の課税から納付について……9
❻ よくある質問……11

武 蔵 野 市

【問い合わせ先】財務部 資産税課 土地償却資産係（償却資産担当）
〒180-8777 東京都武蔵野市緑町２丁目２番２８号
電話 0422-60-1824（直通・受付時間 平日 8:30～17:00）

❶ 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業(※)の用に供することができる資産**で、その**減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの**(これに類する資産で法人税または所得税を課されないかたが所有するものを含みます。)をいいます(地方税法第341条第4号「固定資産税に関する用語の意義」)。

ただし、特許権及び実用新案権、その他の**無形減価償却資産**、並びに自動車税または軽自動車税の課税対象となる**車両等は除きます。**

※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続反復して行うことをいい、必ずしも**営利収益を得ることを直接の目的とするものではありません。**公益法人等の行う活動も事業に該当します。

また、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合のみならず、**事業として他者に貸し付ける場合も含みます。**

償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産
第1種	構築物及び建物附属設備	**構築物：舗装路面、外構工事（門、塀、フェンス、緑化施設等）**、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等 **建物附属設備：屋外建築設備**、受変電設備、予備電源設備（発電機、蓄電池等）、中央監視制御装置、特定の生産・業務用の動力配線設備等 **特定附帯設備：賃借人（テナント）が施工**した屋内建築設備・内装・店舗造作・電灯コンセント・照明設備等（４頁「償却資産と家屋の区分」参照） ※ 所得税または法人税の確定申告書で「建物一式」として申告している場合でも、償却資産に該当するものは、一品ずつ記載してください。
第2種	機械及び装置	工作機械、電気機械、土木建設機械（ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09 及び 000～099」）を含む）、印刷機械、搬送装置、機械式駐車設備、その他製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等、太陽光発電設備（建材型除く）
第3種	船舶	ボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	**フォークリフト等の大型特殊自動車**（ナンバープレートの分類番号が「9、90～99 及び 900～999」の車両）、農耕作業用車両で最高時速が毎時 35km 以上のもの及び台車等、構内運搬車、貨車、客車等（自動車税または軽自動車税の課税対象は除きます。）
第6種	工具・器具及び備品	事務机、応接セット、衝立、ロッカー、陳列棚、ルームエアコン、パソコン、レジスター、コピー機、医療機器、音響機器、理容及び美容機器、看板（ネオンサイン等）、娯楽用機器、自動販売機、金型、計量器、測定工具等

※ 業種別の資産の例については、３頁をご参照ください。

※ 自己所有の家屋の建物附属設備については、償却資産の申告対象外となるものがあります。
詳しくは４頁「償却資産と家屋の区分」をご参照ください。

❷ 申告が必要な償却資産の範囲

1．申告が必要な資産 （＊は下表「償却方法と取得価額による申告対象の一覧」をご参照ください。）

令和7年１月１日現在、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産についても**事業の用に供することができる状態であれば申告が必要**となります。

① 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
② 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
③ 福利厚生の用に供する資産（社宅、宿舎、寮等）で、減価償却できるもの
④ 割賦買入資産で割賦金の完済していない資産
⑤ 使用可能な期間が１年未満または取得価額が 20 万円未満であっても、個別償却をしているもの**（＊1）**
⑥ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例は国税（所得税・法人税）に適用される制度で、固定資産税には適用されません。特例適用資産については償却資産の申告の対象となります。（＊2）
⑦ 決算期以降１月１日までに取得された資産で、未だ固定資産勘定に計上されていない資産
⑧ 現実に損金または必要な経費に算入されていないが、本来は損金または必要な経費に算入されるべき性格の資産（**簿外資産、償却済資産**、減価償却を行っていない資産、建設仮勘定中の資産）

2．申告の必要がない資産 （＊は下表「償却方法と取得価額による申告対象の一覧」をご参照ください。）

次に掲げる資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

① 自動車税または軽自動車税の課税対象となる車両等
② 無形固定資産（特許権、実用新案権、鉱業権、アプリケーションソフトウェア等）
③ 繰延資産、棚卸資産
④ 平成 10 年４月１日以後開始の事業年度に取得した償却資産について、
・ 耐用年数が１年未満または取得価額が 10 万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているものまたは必要経費としているもの）**（＊3）**
・ 取得価額が 20 万円未満の償却資産で、税務会計上３年間で一括償却しているもの**（＊4）**
⑤ 法人税法第 64 条の２第１項または所得税法第 67 条の２第１項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で、取得価額が 20 万円未満のもの**（＊5）**

償却方法と取得価額による申告対象の一覧

◎：申告対象　×：申告対象外　－：該当資産なし

項目	10万円未満	20万円未満	30万円未満	30万円以上	備考
個別に償却しているもの（＊1）	◎	◎	◎	◎	
中小企業者等の少額資産特例（＊2）	◎	◎	◎	－	租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか
一時に損金算入（＊3）	×	－	－	－	法人税法施行令第133条 所得税法施行令第138条
3年で一括償却（＊4）	×	×	－	－	法人税法施行令第133条の2第1項 所得税法施行令第139条第1項
リース資産（＊5）	×	×	◎	◎	法人税法第64条の2第1項 所得税法第67条の2第1項に規定するもの

3．国税（所得税・法人税）との主な違い

武蔵野市内に所有している**事業用償却資産については、税務署（所得税・法人税）への確定申告とは別に、武蔵野市（固定資産税）にも申告が必要**です。固定資産税（償却資産）と国税（所得税・法人税）では取り扱いが異なる点があります。

項　　目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国税（所得税・法人税）の取り扱い
償却計算の期間	暦年（1月1日が賦課期日）	事業年度
減価（償却）の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる）※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	建物以外の一般の資産は、「定率法」・「定額法」の選択制度（定率法選択の場合、平成19年3月31日以前取得の資産は「旧定率法」を適用）
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳	不可	可
即時償却、特別償却、割増償却	不可	可（租税特別措置法）
増加償却	可（国税届出書等（写）添付）	可
評価額の最低限度	取得価額の5／100	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価→本体とは別資産として計上	原則区分評価
中小企業者等の少額資産特例	不可	可（租税特別措置法）

4．業種別の主な償却資産と〈耐用年数〉の例

業種別の主な償却資産の一覧です。〈　〉内の数字は各資産の耐用年数です。

業　　種	主 な 償 却 資 産
共　　通	門・塀（コンクリート造〈15〉、石造〈35〉、金属造〈10〉）、緑化施設及び庭園〈20〉、舗装路面（コンクリート敷・れんが敷〈15〉、アスファルト敷〈10〉）、広告塔（金属造のもの）〈20〉、受変電設備〈15〉、**屋外**給排水ガス設備〈15〉、**屋外**照明電気設備〈15〉、日よけ（主として金属製のもの）〈15〉、パソコン〈4〉、コピー機〈5〉、ルームエアコン〈6〉、テレビ〈5〉、金庫（手提げ金庫〈5〉、その他のもの〈20〉）、看板等（看板・ネオンサイン〈3〉、模型〈2〉、その他主として金属製のもの〈10〉）、応接セット（接客業用）〈5〉、レジスター〈5〉、キャビネット（主として金属製のもの）〈15〉、LAN設備（LANボード、ルーター等）〈10〉
事　務　所	ロッカー〈15〉、タイムレコーダー〈5〉、事務机・椅子（主として金属製のもの）〈15〉
小　売　業	陳列棚・ケース〈8〉（冷凍機付〈6〉）、冷蔵庫〈6〉、簡易間仕切り〈3〉
喫茶・飲食店	室内装飾品（金属製〈15〉、その他のもの〈8〉）、厨房設備〈8〉、カラオケ機器〈5〉
理容・美容業	理容・美容椅子〈5〉、洗面設備〈5〉、タオル蒸器〈5〉、ドライヤー〈5〉
クリーニング業	洗濯機〈13〉、脱水機〈13〉、乾燥機〈13〉、プレス機〈13〉
音　楽　家	楽器〈5〉、音響機器〈5〉
病院・診療所	手術機器〈5〉、消毒殺菌用機器〈4〉、歯科診療用ユニット〈7〉、レントゲン機器（移動式等〈4〉、その他のもの〈6〉）、調剤機器〈6〉、ファイバースコープ〈6〉
駐 車 場 業	舗装路面（コンクリート敷〈15〉、アスファルト敷〈10〉）、駐車装置（パーキング装置〈10〉、ターンテーブル〈10〉）
不動産賃貸業	消火器具〈10〉、太陽光発電設備（建材型除く）〈17〉、サイクルポート（自転車置き場）〈10〉、ゴミストッカー（ゴミ置き場）〈7〉、集合ポスト〈7〉、宅配ボックス〈10〉
パチンコ店等遊技場	パチンコ台〈2〉、パチスロ台〈3〉、両替機〈5〉、玉貸機〈5〉、還元機〈10〉、台取付工事（（島）木製のもの）〈5〉、ゲーム機〈2〉、接客用家具〈5〉、照明設備〈15〉
農　　業	果樹だな〈14〉、耕運機〈7〉、野菜洗浄機〈7〉

５．償却資産と家屋の区分（建物附属設備等）

賃貸部分と自宅部分で併用している外構工事等は申告対象となります。また、賃借人（テナント）等が、自ら費用を負担して内装工事、模様替工事及び建物附属設備工事等を行ったときは、**すべて**償却資産に該当します。

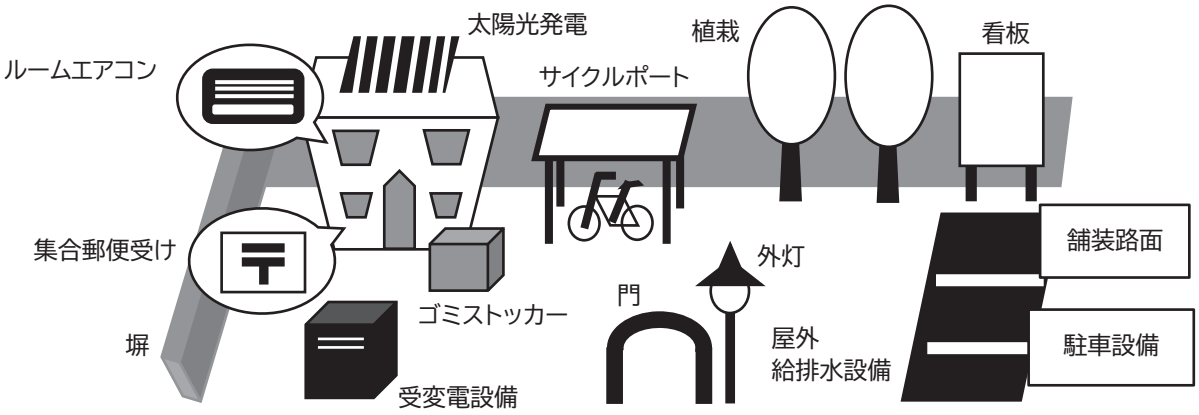

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備（キュービクル）	設備一式（配線、配管を含む）		◎		◎
	電灯照明設備	屋外の設備（照明器具、配線、配管）		◎		◎
		屋内の設備（照明器具、配線、配管）	○			◎
	電力引き込み設備	引き込み開閉器盤及び屋外の配線		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用動力配線設備一式（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配管、配線等）		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		上記以外の設備（配線、配管）	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		上記以外の設備（配線、配管）	○			◎
	LAN 設備	設備一式（LANボード、ルーター等）		◎		◎
防災・防犯設備	火災報知設備、非常警報装置	設備一式（通報装置、配線、配管）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
衛生設備	給排水設備	屋外の設備、引き込み工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（湯沸かし器等）		◎		◎
		中央式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用、洗面所用等）	○			◎
	ガス設備	屋外の設備、引き込み工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備（屋内の配管、バルブ、ガスカラン等）	○			◎
	その他衛生設備	設備一式（洗面台、大小便器等）	○			◎
空調設備	空調設備、換気設備	ルームエアコン（壁掛け型）、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
厨房設備		業務用の設備一式（百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院、社員食堂等）		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
洗濯設備		業務用の設備一式（旅館、クリーニング業、ホテル、病院等）		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他		広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、POS システム、簡易間仕切り（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、集合郵便受け、宅配ボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
	（駐車設備）	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、カーゲート等		◎		◎
外構工事		工事一式（門、塀、緑化施設等）		◎		◎

❸ 償却資産の申告について

1．申告していただくかた

令和７年１月１日現在、武蔵野市内に事業用の償却資産を所有されているかたです。なお、①～⑤に当てはまるかたも申告が必要です。

① 償却資産を他に賃貸しているかた
② 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主のかた
③ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主のかた
（所有権移転リースの場合も同様の考え方により、原則として借主のかた）
④ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されているかた
⑤ 償却資産を共有されているかた（※ 持分ごとの個々の申告ではなく、共有者全員の連名にて申告）

2．申告区分

申告区分には、普通申告（資産増減申告）と電算申告（全資産申告）があります。どちらの場合でも、eLTAX（電子申告、ホームページ：https://www.eltax.lta.go.jp/）または紙媒体の申告書で申告できます。

○ 普通申告（資産増減申告）

前年中に増加または減少した資産のみを申告する方式のことです。全資産を申告する必要はありません。また、各資産の評価額の算出も不要です。**申告書に前年中の増加分または減少分の資産の明細を添付して提出してください。**前年中の資産の増減がない場合は、増加及び減少の明細の添付は不要です。

○ 電算申告（全資産申告）

eLTAX（電子申告）または申告書作成ソフト等を利用した全資産を申告する方式のことです。普通申告と異なり、**令和７年１月１日現在に武蔵野市内に所有する全ての資産について評価額を算出して申告してください。**資産内容が前年度と変更がない（増加・減少資産がない）場合でも、**必ず毎年度全資産の種類別明細書の添付が必要です。**

3．提出するもの

申告区分		提出物	備考
普通申告（資産増減申告）	前年中に資産の増減がない場合	① 償却資産申告書 ② 切手を貼付した返信用封筒（※）	
	前年中に資産の増減がある場合（含、廃業等）	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書 ③ 切手を貼付した返信用封筒（※）	②は増加資産を増加資産・全資産用に、減少資産を減少資産用に記載
電算申告（全資産申告）		① 償却資産申告書 ② 種類別明細書 ③ 切手を貼付した返信用封筒（※）	１月１日現在で所有している全資産について評価額も記載

※ 申告書控えの返送をご希望の場合は、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。同封されていない場合は、控えはご返送しない場合があります。

※ 償却資産申告書の電子データ（PDF または excel）は、市ホームページよりダウンロードできます。

武蔵野市　償却資産　検索

※ 市から送付した申告書以外の様式で申告される場合も、≪所有者コード≫を記載してください。（今回が初めての申告の場合は空欄のまま申告してください。）

≪所有者コード≫の確認方法
市から送付された申告書の所有者コード欄に記載された 10 桁の番号、納税通知書に記載された整理番号

4．提出先

武蔵野市財務部資産税課（〒180-8777東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号）または各市政センター

申告書の記載方法等については、資産税課土地償却資産係（償却資産担当）（電話 0422-60-1824 受付時間 平日8:30～17:00）へお問い合わせください。なお、本人確認書類（運転免許証等）及び固定資産台帳、所得税・法人税の申告書、その他減価償却資産の明細がわかる書類をお持ちいただければ、その場で申告できます。

5．申告期限　　令和７年１月31日（金）

6．個人番号または法人番号

個人番号を記載して申告書をご提出いただく際は、番号法に定める本人確認（番号確認と身元確認）を行いますので、以下の確認資料をご用意ください。郵送で提出される場合またはご本人以外のかたが提出される場合は、確認資料の写しを添付してください。**個人番号通知書は確認書類として利用できません。**

個人番号が記載されていなくても、申告書は有効なものとして受理します。個人番号が記載された申告書であっても、本人確認ができない場合は個人番号が記載されていないものとして受理します。

<table>
<tr><th></th><th>番号確認資料</th><th>身元確認資料</th></tr>
<tr><td rowspan="2">窓口・郵送</td><td colspan="2">マイナンバーカード（個人番号カード）</td></tr>
<tr><td>個人番号記載の住民票の写し等、
通知カード（※）</td><td>運転免許証、パスポート、健康保険証等</td></tr>
<tr><td>eLTAX（電子申告）</td><td colspan="2">確認資料の添付不要（電子証明等により確認を実施するため）</td></tr>
</table>

※ 通知カードは、交付日以降記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限られます。

7．申告内容の修正または申告漏れがあった場合

申告内容を修正する場合は、修正後の内容であらためて申告してください。その際、申告書の「19 備考（添付書類等）」に修正の申告である旨及び修正内容の概要を記載してください。

申告内容の修正または資産の申告漏れについては、地方税法に基づき、過年度に遡って課税される場合があります。申告内容の修正に伴い過納金が発生した場合は、納税課から還付の通知を送付します。なお、虚偽の申告をした場合または特別な事情なく申告しない場合は、地方税法及び武蔵野市市税条例の規定により、10 万円以下の過料等が科される場合があります。

8．実地調査のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条に基づき実地調査を行うことがありますので、その際はご協力ください。

9．非課税・課税標準の特例・減免について

下記に当てはまる場合は、各種手続きが必要です。武蔵野市の様式の非課税申請書及び減免申請書がない場合は、資産税課までご請求ください。**市の様式以外では受け付けることができません。**

<table>
<tr><th colspan="2">対 象 資 産</th><th>手 続 き</th></tr>
<tr><td>非 課 税</td><td>地方税法第 348 条、同法附則第 14 条に該当</td><td>申告書とは別に非課税申請書及び裏付け資料を提出</td></tr>
<tr><td>課税標準の特例</td><td>地方税法第 349 条の3、同法附則第 15 条、旧第 64 条に該当</td><td>申告書の「11 課税標準の特例」の「有」に✔をつけ、種類別明細書（増加資産・全資産用）の該当資産の「摘要」欄に根拠法を記載</td></tr>
<tr><td>減　　免</td><td>地方税法第 367 条、武蔵野市市税条例第 53 条、武蔵野市市税減免規則第4条に該当</td><td>申告書とは別に納期限までに減免申請書及び裏付け資料を提出</td></tr>
</table>

④ 申告書の記載例

償却資産申告書（第二十六号様式）記載例

申告書や納税通知書の送付先を記載してください。印字されている送付先から変更する場合は、二重線を引いて訂正してください。

個人：住民票上の住所
法人：本店所在地
を記載してください。

5頁参照

個人：個人番号（マイナンバー）
法人：法人番号
を左詰めで記載してください。記載がない場合でも、有効なものとして受理します。

10・11は6頁9.を参照

8 12 13 14は所得税・法人税申告書を参照して✔をつけてください。

令和　年　月　日

受付印

武　蔵　野　市　長　殿

令和 7 年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者コード（整理番号）	申告
0 7 0 0 0 0 0 0 0 0	新規・修正・廃止・申告

第二十六号様式

告書及び納税通知書送付先

郵便番号　〒180-~~0004~~ 0003

住所　武蔵野市~~吉祥寺本町5丁目33番22号 償却ビル2階~~ 吉祥寺南町6丁目6番22号 固定ビル1階

氏名　株式会社　税務商店　様

所有者

1 住所〔住民票登録地又は法人の本店所在地〕
〒 180-0012
住所 武蔵野市緑町4丁目2番28号
電話 0422 － 60 － XXXX

2 氏名又は名称〔法人はその名称及び代表者の職・氏名〕
フリガナ ゼイムショウテン
氏名 株式会社　税務商店
代表者 代表取締役　税務 市太郎

3 個人番号又は法人番号　0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0　点検

4 事業種目（資本金等の額）	衣料品小売業（80 百万円）	8 短縮耐用年数の承認	□有・✔無
5 事業開始年月	昭和・平成・令和 29 年 6 月	9 増加償却の届出	□有・✔無
6 この申告に応答する者の係及び氏名	氏名 経理係　税務 市太郎	10 非課税該当資産	✔有・□無
	電話 0422 － 60 － XXXX	11 課税標準の特例	□有・✔無
7 税理士等の氏名	氏名 固定　三郎	12 特別償却又は圧縮記帳	✔有・□無
	電話 03 － 1234 － XXXX	13 税務会計上の償却方法	□定率法 ✔定額法
		14 青色申告	✔有・□無

15 市内における事業所等の資産所在地（借家の該当する方にレ点をつけてください。）

①	武蔵野市 緑町4丁目2番28号		□自己所有・✔借家
	ビル名 税務ビル	屋号等 税務商店	
②	武蔵野市 吉祥寺南町6丁目6番22号		□自己所有・✔借家
	ビル名 固定ビル1階	屋号等 税務商店	
③	武蔵野市		□自己所有・□借家
	ビル名	屋号等	

16 借用資産 ✔有 □無　貸主の名称・所在地・電話
○×リース株式会社
武蔵野市境6丁目1番1号　0422-53-XXXX

17 該当する項目にレ点をつけてください。
✔ 資産の増減あり、□ 資産の増減なし、□ 該当資産なし
□ 廃業・転出・解散・その他（平成・令和　年　月　日）

18 電子申告や別様式使用等、市からの申告書が不要の方はレ点をつけてください。　□ 申告書送付不要

19 備考（添付書類等）
店舗移転に伴い送付先変更。
R6. 5. 1㈲税務販売を吸収合併（適格合併）し、全資産を承継。
法附則旧64条（先端設備等導入計画）該当あり。

宛名処理　入力処理　点検　更正　返封　控

資産の種類ごとの取得価額

資産の種類	前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（イ）－（ロ）＋（ハ）（ニ）
1 構築物	16,320,000	16,320,000	26,700,000	26,700,000
2 機械及び装置	12,000,000			12,000,000
	0			
	0			
	0			
	5,729,300	380,000	1,523,000	6,872,300
	34,049,300	16,700,000	28,223,000	45,572,300

資産の種類	評価額（ホ）	決定価格（ヘ）	課税標準額（ト）
1 構築物			
2 機械及び装置			

種類別明細書に記載した取得価額の合計を資産の種類ごとに記載してください。
申告済み資産がある場合は、前年前に取得したもの（イ）に印字しています。

武蔵野市内の資産所在地を記入の上、自己所有と借家のどちらかに✔をつけてください。

【評価額、決定価格、課税標準額】
普通申告の場合は、記載不要です。
電算申告の場合は、必ず記載してください。

該当するものに✔をつけてください。

以下の事項に当てはまる場合は記載してください。
○住所・氏名等に異動があった場合、その事由
○資産を共有している場合、共有者全員の住所・氏名・持分割合
○修正申告の場合、修正箇所について（該当資産等）
○相続があった場合、相続日・相続人または被相続人の氏名及び所有者コード
○合併・分割等があった場合、合併日・合併法人名・被合併法人名・適格合併適用の有無等
○課税標準の特例、非課税、減免に該当する資産がある場合、適用条項とその概要

種類別明細書（増加資産・全資産用）記載例

（提出用）　5頁参照

令和　7　年度　種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者コード（整理番号）　0700000000　1　枚のうち

所有者名　株式会社　税務商店　1　枚目

行番号	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月 年号（※）	年	月	取得価額	耐用年数	価額	特例コード	増加の事由 1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他	摘要
01	1	内装設備一式	1	5	5	7	26,700,000	10			✔1 □2 □3 □4	R6申告漏れ
02	6	ＰＯＳレジ	1	5	6	2	310,000	5			✔1 □2 □3 □4	法附則旧64条
03	6	冷暖房設備	1	5	6	7	100,000	5			□1 ✔2 □3 □4	中古資産の見積耐用年数摘要
04	6	陳列棚	1	4	31	4	1,113,000	8			□1 □2 ✔3 □4	R6.3三鷹市より移動
05											□1 □2 □3 □4	
06	6	陳列棚	1	4	30	5	499,300	8			□1 □2 □3 ✔4	耐用年数誤りによる修正
											□1 □2 □3 □4	
											□1 □2 □3 □4	
		小計	4				28,223,000					

【摘要】
以下の事項に当てはまる場合は記載してください。

○申告漏れがあった場合、その旨の表示
○課税標準の特例、非課税、減免に該当する資産の場合、適用条項とその概要
○他市（区）町村からの移動により受け入れた場合、受け入れの年月
○中古資産の見積耐用年数、短縮区耐用年数を使用している場合、その旨の表示

【取得年月】
3＝昭和
4＝平成
5＝令和
とお書きください。

【価額】
「電算申告」（5頁2.を参照）の場合は、必ず記載してください。

【資産の種類】
以下の数字で記載してください。
1＝構築物及び建物附属設備
2＝機械及び装置
3＝船舶
4＝航空機
5＝車両及び運搬具
6＝工具・器具及び備品

【小計】
修正に係る資産の数量及び取得価額は、含めないでください。

【耐用年数】
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より該当する耐用年数をお書きください。（中古資産の見積耐用年数等を除く）

【増加の事由】
該当するものに✔をつけてください。

種類別明細書（減少資産用）記載例

（提出用）　5頁参照

令和　7　年度　種類別明細書（減少資産用）

所有者コード（整理番号）　0700000000　1　枚のうち

所有者名　株式会社　税務商店　1　枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号（※）	年	月	取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	1全部 2一部	摘要
01	1	00000001	内装設備一式	1	4	10	2	16,320,000	10	□1 ✔2 □3 □4	✔1 □2	
02	6	00000006	冷暖房設備	1	4	25	8	260,000	6	□1 □2 ✔3 □4	✔1 □2	小金井市へ移動
03	6	00000012	レジスター	1	5	2	11	120,000	5	□1 ✔2 □3 □4	□1 ✔2	2台のうち1台を売却
04										□1 □2 □3 □4	□1 □2	
05	6	00000014	陳列棚	1	5	3	10	499,300	10	□1 □2 □3 ✔4	✔1 □2	耐用年数誤りによる修正
06										□1 □2 □ □4	□1 □2	
										□1 □2	□4 □1 □2	
											□3 □1	
			小計	3				16,700,000				

＜減少資産とは＞
売却・廃棄・廃業等により賦課期日現在、事業の用に供さない、または武蔵野市外へ移動したものです。
所得税または法人税において減価償却済み（未償却残高が1円に達したもの）であっても、固定資産税においては、事業の用に供している限り減少資産とはなりません。

※今回初めて申告されるかたには同封していません。

【資産コード】
償却資産明細書（申告者参考資料）が同封されているかたは、そちらをご参照の上、資産コードを記載してください。同封されていないかたについては空欄で構いません。

【小計】上記参照

【減少の事由及び区分】
該当するものに✔をつけてください。

※これまでに申告実績のあるかたは、申告済みの資産について印字された「償却資産明細書（申告者参考資料）」を同封しています。申告書作成の参考にしてください。

※申告書の電子データは市ホームページでダウンロードできます。「武蔵野市 償却資産」でご検索ください。

❺ 償却資産の課税から納付について

1．申告から課税までの流れ

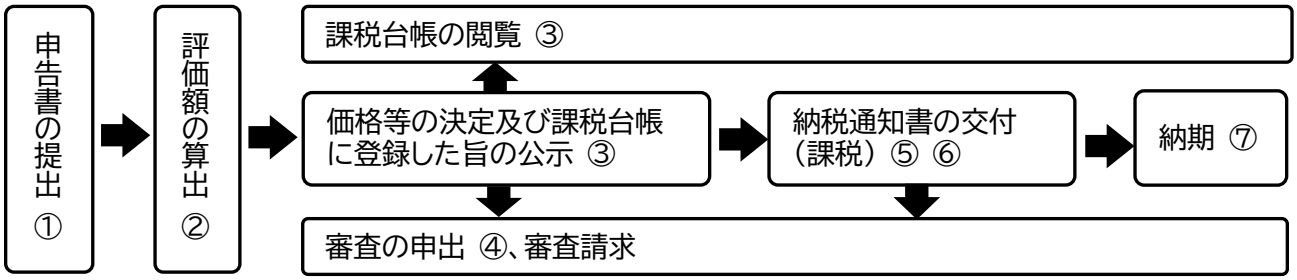

	定 義 ・ 説 明	備　考
①納税義務者	賦課期日（1月1日）現在の償却資産の所有者	その年の1月 31 日が法定申告期限
②課税標準額	原則として、賦課期日（1月1日）現在の償却資産の価格（評価額）	申告及び調査により決定し、償却資産課税台帳に登録
③課税台帳の閲覧	価格等を償却資産課税台帳に登録した旨の公示の日から閲覧可能	閲覧場所は、武蔵野市役所 2 階　資産税課
④審査の申出	償却資産課税台帳に登録された価格に不服のあるかたは、文書をもって武蔵野市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出可能	償却資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までの期間
⑤税率	1.4／100	課税標準額 150 万円では年税額 21,000 円
⑥免税点	同一人が市内に所有するすべての償却資産の課税標準額の合計で 150 万円	**150 万円未満の場合は課税されず、納税通知書は発送されない**
⑦納期	5月、7月、12 月、翌年2月	

2．評価額の計算方法

償却資産の評価は一資産ごとに行います。各資産の取得価額に、それぞれの耐用年数に応ずる減価残存率をかけて評価額を算出します。減価残存率については、下表「耐用年数に応ずる減価率表」をご参照ください。

＜前年中に取得したもの＞　取得価額　×　減価残存率（B 前年中取得のもの）　＝　評価額
＜前年前に取得したもの＞　前年度評価額　×　減価残存率（C 前年前取得のもの）　＝　評価額

以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5％になるまで減価償却します。評価額が取得価額の5％未満になる場合は、取得価額×5％が評価額になります。

耐用年数に応ずる減価率表（固定資産評価基準 別表第 15 抜粋）

耐用年数	A 減価償却率	減価残存率		耐用年数	A 減価償却率	減価残存率		耐用年数	A 減価償却率	減価残存率	
		B 前年中取得のもの	C 前年前取得のもの			B 前年中取得のもの	C 前年前取得のもの			B 前年中取得のもの	C 前年前取得のもの
2 年	0.684	0.658	0.316	11 年	0.189	0.905	0.811	20 年	0.109	0.945	0.891
3 年	0.536	0.732	0.464	12 年	0.175	0.912	0.825	21 年	0.104	0.948	0.896
4 年	0.438	0.781	0.562	13 年	0.162	0.919	0.838	25 年	0.088	0.956	0.912
5 年	0.369	0.815	0.631	14 年	0.152	0.924	0.848	30 年	0.074	0.963	0.926
6 年	0.319	0.840	0.681	15 年	0.142	0.929	0.858	35 年	0.064	0.968	0.936
7 年	0.280	0.860	0.720	16 年	0.134	0.933	0.866	40 年	0.056	0.972	0.944
8 年	0.250	0.875	0.750	17 年	0.127	0.936	0.873	45 年	0.050	0.975	0.950
9 年	0.226	0.887	0.774	18 年	0.120	0.940	0.880	50 年	0.045	0.977	0.955
10 年	0.206	0.897	0.794	19 年	0.114	0.943	0.886	55 年	0.041	0.979	0.959

※　B 前年中取得のもの（半年償却）＝（1－A×1/2）、 C 前年前取得のもの＝（1－A）

評 価 額 の 計 算 例

★ 取得価額 230,000 円、取得年月 令和 6 年 5 月、耐用年数 3 年の看板の場合
（耐用年数 3 年：B 前年中取得のものの減価残存率 … 0.732
C 前年前取得のものの減価残存率 … 0.464）

令和 7 年度 評価額	＝	230,000 円	×	0.732	＝	168,360 円	
令和 8 年度 評価額	＝	168,360 円	×	0.464	＝	78,119 円	
令和 9 年度 評価額	＝	78,119 円	×	0.464	＝	36,247 円	
令和 10 年度 評価額	＝	36,247 円	×	0.464	＝	16,818 円	
令和 11 年度 評価額	＝	16,818 円	×	0.464	＝ 7,803 円	＜	11,500 円

※令和 11 年度で算出額が取得価額の5%（11,500 円）より小さくなるため、令和 11 年度以降は 11,500 円で評価されます。

※ 評価額計算は電算システムで行うため、端数処理の関係上、実際の評価計算とは若干異なる場合があります。

3．税額の計算方法

原則として、評価額＝課税標準額となります。ただし、課税標準の特例措置が適用される場合は、課税標準額は評価額よりも低くなります。

武蔵野市内に同一人が所有するすべての償却資産の課税標準額の合計に、税率をかけることで税額が算出されます。年度の途中で償却資産を売却、譲渡または廃棄した場合でも、国税とは異なり、月割りにはなりません。3頁「3. 国税（所得税・法人税）との主な違い」をご参照ください。

税　額 （100 円未満切り捨て）	＝	課税標準額 （※） （1,000 円未満切り捨て）	×	税　率 （1.4%）

（※）武蔵野市内で所有するすべての償却資産の合計

＜免税点について＞
償却資産の場合、課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は課税されません。

4. 納付には、「簡単」「安心」「便利」な口座振替をご利用ください。

①**インターネット**からのお申込み（個人口座に限る）
②「市税等口座振替（自動払込）依頼書」に記入・押印のうえ、**金融機関又は市役所納税課の窓口でのお申込み（市役所納税課へは郵送可）**
③**キャッシュカード**を持参のうえ、**市役所納税課窓口でのお申込み**
※口座振替の場合は、領収書を発行いたしません。通帳にて納付をご確認ください。
※①～③について手続き可能な金融機関、申込期限が異なりますので、事前に市ホームページをご確認いただくか、市役所納税課管理係（0422-60-1827）までお問い合わせください。特に、新年度の納税通知書が届いてからのお申込みは、第1期や全納に間に合わない場合があります。
※既に固定資産税（土地・家屋）で口座振替をご利用のかたで、償却資産について新たに口座振替を希望する場合は、改めて償却資産の宛名番号（納税通知書備考欄に記載あり）でのお申込みが必要です。

市 HP

❻ よくある質問

Q1：複数の市区町村で店舗を経営している場合、どこへ申告すればよいですか？

A1：**各資産の所在する市区町村へそれぞれ申告してください。**武蔵野市にある資産は武蔵野市へ申告してください。

Q2：リースまたは割賦買入等による取得の場合、誰が申告すればよいですか？

A2：**所有権移転の有無により異なります。**詳しくは5頁「1. 申告していただくかた」をご参照ください。

Q3：資産の増減や移動がなく、前年と同じ内容でも償却資産の申告は必要ですか？

A3：申告は**毎年必要**です。

Q4：複数人で償却資産を共有している場合はどのように申告すればよいですか？

A4：**共有者全員の連名で申告**してください。申告書の「19 備考（添付書類等）」に共有者全員の住所、氏名及び持分割合を記載してください。**取得価額は持分割合により按分する前の金額を記載**してください。なお、**納税は課税額全額を共有者全員で連帯して納付**することになります（持ち分による按分はされません）。

Q5：不動産貸付業の場合、固定資産税（土地・家屋）を毎年納税しているので申告は不要ですか？

A5：土地・家屋とは別に、**償却資産としての申告及び納税が必要になる場合があります。**家屋と償却資産の区分については、4頁「5. 償却資産と家屋の区分（建物附属設備等）」をご参照ください。

Q6：個人事業主の死亡または法人解散等により廃業した場合でも、市へ償却資産の申告は必要ですか？

A6：**廃業の申告が必要**です。申告書の「17 該当する項目にレ点をつけてください。」の「廃業・転出・解散・その他」に✔をつけ、廃業を〇で囲み、廃業年月日を記載のうえ、「19 備考（添付書類等）」に死亡または解散した旨及びその日付を記載してください。

Q7：相続による資産承継または法人の合併・分割等による新法人の資産承継の場合の申告は？

A7：**新しい所有者が申告**してください。申告書の「19 備考（添付書類等）」に旧所有者の氏名、住所、所有者コード及び資産継承の事由をご記載ください。種類別明細書（全資産用）には承継した資産をご記載ください。相続等により、同一資産を複数人で共有する場合は、Q4をご参照ください。

Q8：固定資産税（償却資産）は国税（法人税・所得税）の減価償却制度と取り扱いは同じですか？

A8：**一部異なります。**詳しくは、3頁「3. 国税（所得税・法人税）との主な違い」をご確認ください。

Q9：耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却済の資産も、市への申告が必要ですか？

A9：減価償却済みであっても、廃棄または売却等をせずに事業で使用し続けていれば、**申告が必要**です。

Q10：一時的に使用していない事業用資産も申告が必要ですか？

A10：休止期間中でも事業の用に供することができる状態の資産であれば、**償却資産として申告が必要**です。

Q11：赤字で利益が出ていなくても、市への申告が必要ですか？

A11：**償却資産を所有していれば申告が必要**です。固定資産税（償却資産）は、財産の所有に着目して課税される財産税的な性格を有しており、資産から生じる収益に着目して課税される収益税とは異なります。

Q12：減価償却をしていない資産も申告が必要ですか？

A12：減価償却を行っていない資産（簿外資産を含む）であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、**償却資産として申告が必要**です。所得税や法人税とは取り扱いが異なります。詳しくは3頁「3. 国税（所得税・法人税）との主な違い」をご参照ください。

この手引きは令和6年8月末に作成しています。申告書の様式等は、市ホームページでダウンロードできます。

武蔵野市　償却資産　**検索**

市ホームページを見られないかたは郵送いたしますので、資産税課までご請求ください。